

災害支援ナース活動等に関する説明

【災害時支援ネットワークシステム】

災害時支援ネットワークシステム（以下、「支援システム」とする）は、大規模災害発生時に円滑に災害看護支援体制を整え、効果的な支援活動を行うための日本看護協会と被災県看護協会を含む都道府県看護協会との相互連携支援システムである。

大規模災害が発生した場合、被災県看護協会の要請により、都道府県看護協会に「災害支援ナース」として登録した看護職を都道府県看護協会と日本看護協会が派遣調整をした上で、被災地に派遣するもので災害支援ナースは被災地のニーズに応じて柔軟に看護活動を実践する。

1. 災害支援ナースとは

「災害時支援ネットワークシステムに基づき、都道府県看護協会に登録し、看護職能団体の一員として被災地に派遣される看護職である。」

2. 災害支援ナースの役割

災害支援ナースは、被災者が健康レベルを維持できるように適切な医療・看護を提供する。また、被災した看護職の心身の負担を軽減し、支えるように努める。災害支援ナースによる災害時の看護支援活動は、自己完結型を基本とする。

3. 災害支援ナースの条件

<必須条件>

- 1) 看護協会の会員であり、本会に災害支援ナースとして登録していること。
- 2) 災害看護研修（※1）を修了していること。
- 3) 災害支援ナースとして所属施設の推薦を受けられること。

<望ましい条件>

- 1) 定期的に（1年に1回）災害看護研修もしくは合同防災訓練（※2）へ参加していること。
- 2) 所属施設があること。但し、施設に所属していない看護職の参加を妨げるものではない。

（※1は日本看護協会及び本会での災害看護研修、※2は本会及び大阪府内等で開催されるもの）

●災害支援ナースの派遣

1. 災害支援ナース派遣の基本的な考え方

災害支援ナース派遣の際には、災害の規模等に応じてレベル1・2・3に区分し、レベルごとに定められた方法で日本看護協会又は災害が発生した都道府県看護協会（以下「被災県協会」という）が災害支援ナースの派遣調整を行う。

災害時に効果的な看護支援活動を実践するため、日本看護協会と都道府県看護協会等との連携の在り方を明確にし、災害時支援体制を整備しておく。

2. 災害時支援の対応区分

レベル1（単独支援対応）

被災県協会のみで災害時の看護支援活動が可能な場合をレベル1とする。レベル1においては、

被災県協会が災害支援ナースを派遣し、災害時の看護支援活動を実施する。

レベル2（近隣支援対応）

被災県協会のみでは災害時の看護支援活動が困難又は不十分であり、近隣の都道府県看護協会（以下「近隣県協会」という。）からの支援が必要な場合をレベル2とする。レベル2においては、日本看護協会の要請の下、被災県協会及び近隣県協会が災害支援ナースを派遣し、災害時の

看護支援活動を実施する。

レベル3（広域支援対応）

被災県協会及び近隣県協会のみでは災害時の看護支援活動が困難又は不十分であり、当該活動が長期化すると見込まれる場合をレベル3とする。レベル3においては、日本看護協会本会の要請の下、全国の都道府県看護協会（被災県協会及び近隣県協会を含む。）が災害支援ナースを派遣し、災害時の看護支援活動を実施する。

ただし、災害支援ナースの派遣に際し、都道府県看護協会が行政又は関係諸機関（災害支援ナースの所属施設を含む）と調整する必要がある場合、支援対応区分を問わず、その調整は都道府県看護協会が行う。

3. 派遣時期と派遣期間

- 1) 災害支援ナースの被災地での活動時期は、発災後3日以降から1ヶ月間を目安とする。
- 2) 災害支援ナースの派遣期間は、原則として、移動時間を含めた3泊4日とする。

4. 派遣（活動）場所

原則として被災した医療機関・社会福祉施設・福祉避難所を優先する。但し、他組織からの支援がない場合に限り避難所他も含めるものとする。

5. 派遣手順

- 1) 災害の発生

派遣が必要になる災害が発生した場合、日本看護協会より派遣基準に従い「災害支援ナースの派遣要請」が本会に送信される。

- 2) 登録ナースへの連絡と派遣候補者リストの作成

本会は、災害支援ナースに登録した会員／施設に連絡し、派遣候補者を出してもらい、その中から派遣調整を行った上で「派遣候補者リスト」を作成し、日本看護協会に連絡する。

- 3) 派遣シフト表の作成

日本看護協会は、派遣候補者リストを基に「派遣シフト表」を作成し本会にメールで送信する。

- 4) 派遣準備

本会は「派遣シフト表」を基に当該看護職に連絡し、出発に当たっては注意事項、派遣期間、場所、活動内容、宿泊場所、持参物品、保険や派遣にあたっての心構え等についてのオリエンテーションを行う。災害看護活動に必要な物品を整備し、登録証、災害看護支援マニュアルを登録者に配付する。

【大阪府看護協会が用意するもの：救護用リュックサック】

収容物品：名札ケース、ヘッドランプ（電池）、ペンライト、処置用ゴム手袋（2～3枚）、はさみ、ディスポプラスチック手袋（10枚）、カッター、セロテープ、血圧計、聴診器、体温計、マスク、ゴーグル、アルコール綿、即乾式手指消毒薬、軍手、ベスト、寝袋、とげぬき大阪府看護協会名入りジャケット、携帯用ラジオ（電池）、ビニール袋（大・小）、筆記用具、記録用紙、バインダー、湿温計、乾パン（1缶）、ヘルメット（1個準備）、虫よけスプレー、現地地図、医療用品・薬（現地の状況に応じて）防災タオル、ビニールシート、使い捨てカイロ、飲料水、カップ麺

6. 身分保障

派遣ナースの身分保障は、所属施設から業務として派遣される（労災適用が可能なケース）場合を除き、派遣要請を行った日本看護協会と大阪府及び本会などで協力・調整する。

レベル2及び3において、日本看護協会が派遣調整を行う災害支援ナースの活動にあたっては、

日本看護協会・本会は、災害看護支援活動中（出発地と被災地との移動を含む。）の事故等に対応するため、天災担保特約付き国内旅行傷害保険に加入する。また、レベル2及び3において、日本看護協会が災害支援ナースの派遣調整を行った場合、その看護支援活動に関連して災害支援ナースが第三者に損害を与えた場合には、都道府県看護協会との関係においては日本看護協会がその責任を負う。レベル2及び3において、本会が派遣調整を行う災害支援ナースの活動にあたって必要な交通費・宿泊費及び日当については、本会の責任において支給する。上記以外に発生する経費その他の負担については、派遣要請を行った大阪府・本会などが負うものとする。

交通・宿泊費の支給方法は、災害派遣人数に応じて、都道府県看護協会への一括銀行振り込みとし、その時期は全ての派遣終了後1ヶ月以内を目安とする。（看護行為中の自損事故補償は、看護職賠償責任保険制度に加入しておくこと。）

●災害地（被災地）での活動

1. 災害支援ナースの役割

- 1) 登録に際して、施設に属する者については、所属／施設長の同意を得、かつ、派遣時の自己の身分（出張、有休等）を明確にしなければならない。
- 2) 派遣条件について、本会から十分に説明を受け、同意しなければならない。
- 3) 災害時の役割
 - (1) 日本看護協会という職能団体から派遣されたものであり、被災地スタッフの指示に従い、被災地の災害時基幹病院・福祉避難所・避難所等で災害看護活動を行う。
 - (2) 自己完結型活動

本会からの貸し出し物品にはなくても、活動に必要な自身の食料や寝具などは持参し、被災地に依存しない。また、マスコミやインターネット、本会や県協会などを通じ自ら情報を収集する。
 - (3) 被災地での役割調整

地元スタッフの指示が行き届かない状況下では、自立的に判断し柔軟に活動する。個人での判断を超えるものについては、本会に状況を報告する。
- 3) 派遣終了後の役割
 - (1) 災害支援ナースの役割
 - ① 大阪府看護協会の貸し出し物品を返却する。
 - ② 活動内容を報告する。
 - (2) 本会の役割
 - ① 災害支援ナースの活動終了後、活動内容の報告を受ける。
 - ② ストレス反応について、心理・感情面、思考面、行動面の各症状をチェックできるようなリスト（災害支援ナース必携マニュアル：災害支援ナース帰還時健康状態チェックリスト）でチェックする。もし、ストレス反応が多くあるようなら対処方法（精神保健福祉士によるメンタルケア相談等）についても支援する。
 - ③ 必要時、災害支援ナース同士でターミネーション、デブリーフィングを行えるよう支援する。
 - (3) 災害支援ナースの所属施設の役割
 - ① 平常時の役割は、施設内で災害支援ナース登録について周知し、登録促進とその活動参加の可否を日常的に把握しておく。
 - ② 災害時の役割は、派遣候補者を募集し災害支援ナースの勤務調整や身分保障についての説明を行う。派遣活動終了後は活動内容の報告を受け、ストレス反応（心理・感情面、思考面、行動面の各症状）対処方法の支援を行う。